

# 深谷市地域防災計画改訂概要

## ◎深谷市地域防災計画改訂の背景

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の被害想定から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

本市においては、令和元年東日本台風（台風第19号）において、河川の増水に伴う避難勧告等の発令や避難所の開設・運営など、様々な対応に追われることとなりました。

このような状況下、本市では、令和元年東日本台風（台風第19号）における災害対応の課題や教訓を踏まえるとともに、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」

（以下「県防災計画」という）等との整合を図りつつ、「深谷市地域防災計画」（以下「市防災計画」という）をより実効性の高い計画とするため、改訂を行います。

## ◎策定体制

市防災計画は、災害対策基本法及び深谷市防災会議条例に基づき、市の附属機関である深谷市防災会議（以下「市防災会議」という）が作成し、その実施を推進することになっており、市防災会議は、市長を会長とし、関東農政局等の指定地方行政機関や埼玉県、警察、消防、インフラ事業所、基幹病院、大学、自治会など、関係機関の代表者等47名で構成される組織です。

今回の計画改訂にあたっては、市防災会議において審議を行い、改訂案を作成しました。

## ◎改訂の概要

### 改訂のポイント

---

- 1 法制度や上位計画(国の防災基本計画、県防災計画)等との整合
  - 2 令和元年東日本台風(台風第 19 号)の本市における課題等を踏まえた見直し
  - 3 使いやすさ・見やすさ等に関わる見直し
- 



#### 1 法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

市防災計画は、直近では平成 28 年 3 月に改訂を行っています。その後、平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など、全国各地で自然災害が発生しています。これらの災害の課題や教訓を踏まえ、災害対策基本法や水防法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われています。また、こうした状況を踏まえ、県防災計画が見直され、令和 3 年 3 月に公表されました。

本市においても、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図るため、計画の見直しを行いました。

## 【市防災計画における主な改訂内容】

### (1) 平成 27 年関東・東北豪雨の教訓、及び水防法の改正を踏まえた水害に係る避難体制の強化

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づく避難情報の対象地域、避難所、及び避難のあり方に関する見直し、更新

※令和元年東日本台風における見直しとあわせて更新しています。

⇒参照：後述「2-(2)」に記載

- 上記を踏まえた、水害時における避難促進のための意識啓発の推進に係る見直し、更新

※令和元年東日本台風における見直しとあわせて更新しています。

⇒参照：後述「1-(4)」に記載

### (2) 平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえた防災体制の強化

- 外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 2 節－第 1 「1. 3 広域応援協力体制の充実」

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 1 節－第 3 「3. 6 応援の受入れ」(※)

※第 3 部 第 2 章、第 3 章においても同様

- 在宅避難者や車中等に避難している被災者に係る情報把握及び生活環境確保のための支援体制の整備

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 4 節－第 2 「2. 6 避難所の運営」(※)

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 4 節－第 2 「2. 7 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策」(※)

※第 3 部 第 2 章、第 3 章においても同様

- 災害廃棄物の処理体制確保に係る見直し、更新

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 2 「2. 5 ライフライン施設の安全対策」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 2 節－第 12 「12. 3 がれき処理等廃棄物対策」

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 7 節－第 1 「1. 2 災害廃棄物の処理」(※)

※第 3 部 第 2 章においても同様

(3) 平成 28 年台風第 10 号の教訓、及び水防法、土砂災害防止法の改正を踏まえた避難体制の強化

- 水害または土砂災害の危険区域にある要配慮者利用施設の抽出、及び避難確保計画の策定・訓練の推進

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 4 「4. 1 避難計画の策定」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 6 「6. 1 流域総合治水計画」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 3 節－第 4 「4. 3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策」

(4) 令和元年東日本台風(台風第 19 号)、平成 30 年西日本豪雨及び災害対策基本法の改正を踏まえた避難体制・防災体制の強化

- 災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

【これまでの警戒レベルと避難情報】

警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示(緊急)
	避難勧告
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始



【災害対策基本法改正後の警戒レベルと避難情報】

警戒レベル5	緊急安全確保
～ 警戒レベル4までに必ず避難！ ～	
警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 2 章－第 3 節－第 3 「3. 3 避難指示等の発令基準及び伝達方法」

- 避難の考え方や避難に関する情報への理解促進など、適切な避難を促す普及啓発活動の充実化

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－「第 4 安全避難の確保（冒頭）」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 3 節－第 1 「1. 2 防災教育の推進」

⇒参照：第 3 部 災害応急対策－第 2 章－第 5 節－第 2 「2. 2 避難指示等」

- 避難行動要支援者に対する個別計画策定の推進等の支援体制の強化

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 4 「4. 1 避難計画の策定」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 3 節－第 4 「4. 1 避難行動要支援者の安全対策」

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 4 節－第 3 「3. 1 避難行動要支援者等の避難支援」(※)

※第 3 部 第 2 章においても同様

## (5) その他の改訂

- 被災者生活再建支援法の改正等による被災者支援制度の拡充を踏まえた見直し

⇒参照：第2部 災害予防計画－第2節－第12「12.2 り災証明書の発行体制の整備」

⇒参照：第4部 復旧・復興対策計画－第2節－第2「2.1 生活相談」

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し

⇒参照：第2部 災害予防計画－第1節－第4「4.2 避難拠点の整備」

⇒参照：第2部 災害予防計画－第3節－「第2 防災訓練の充実（冒頭）」

⇒参照：第3部 災害応急対策計画－第1章－第4節－第2「2.7 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策」（※）

※第3部 第2章、第3章においても同様

- 女性や要配慮者、性的少数者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し

⇒参照：第3部 災害応急対策計画－第1章－第4節－第2「2.6 避難所の運営」（※）

※第3部 第2章、第3章においても同様

## 2 令和元年東日本台風（台風 19 号）の深谷市における課題等を踏まえた見直し

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、人的被害は確認されなかったものの、3 棟の床上浸水が確認されたほか、利根川・荒川やその支川等の増水により氾濫の危険が生じました。

本市では、令和元年 10 月 12 日の午前 7:00 に災害対策本部を設置し、国や県、自衛隊等の関係機関と連携し対応にあたりました。また、水害の危険性に応じ、市内各所に避難勧告や避難指示（緊急）を発令しました。

このときの災害対応に関しては、災害対策本部への災害発生情報の報告や災害対策本部と避難所との情報共有に関する課題、「避難所の場所がわからない」「避難者の収容に偏りがあった」等の避難者への情報提供等に関する課題、「防災行政無線の音声が届かない」等の市民への情報伝達に関する課題などが挙げられました。

上記の災害対応に関する課題等をふまえ、主に以下の事項について見直し、更新を行いました。

### 【市防災計画における主な改訂内容】

#### (1) 災害対応の役割の明確化

- 令和元年東日本台風（台風 19 号）における課題を踏まえた、災害対策本部等の情報の伝達・共有・集約体制等の見直し

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 2 節－「第 2 災害情報収集・伝達体制の整備（冒頭）」

## (2) 避難体制の強化

- 令和元年東日本台風（台風 19 号）での課題や想定最大規模降雨による洪水浸水想定を踏まえた、避難所の設置及び開設の方法の見直し、並びに市内河川の特性や浸水等の危険性を鑑みた避難のあり方に関する見直し、更新

⇒参照：第 1 部 総則－第 6 章－第 1 「1. 1 河川氾濫の危険区域」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 4 「4. 2 避難拠点の整備」

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 4 節－「第 2 避難対策」(※)

※第 3 部 第 2 章、第 3 章においても同様

- 深谷市洪水・内水ハザードマップの見直し、及び市民への周知・啓発の推進

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 1 「1. 3 土砂災害の予防」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 1 節－第 6 「6. 1 流域総合治水計画」

※ハザードマップについては、今年度末に改訂の予定です。

## (3) 情報伝達手段の充実化

- メール配信や SNS など、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備、及び市民への周知・啓発の推進

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 2 節－第 2 「2. 1 災害情報連絡体制の整備」

⇒参照：第 2 部 災害予防計画－第 2 節－第 2 「2. 3 通信施設の整備」

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 2 節－「第 3 市民への広報活動（冒頭）」(※)

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 2 節－第 3 「3. 1 広報活動の方針」(※)

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 2 節－第 3 「3. 3 初動期の広報」(※)

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 2 節－第 3 「3. 4 生活再開時期の広報」(※)

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 4 節－第 2 「2. 7 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策」(※)

⇒参照：第 3 部 災害応急対策計画－第 1 章－第 10 節－「第 1 帰宅困難者への情報提供」

※第 3 部 第 2 章、第 3 章においても同様

### 3 使いやすさ・見やすさ等に関わる見直し

現行の市防災計画は、「震災対策計画編」、「風水害対策計画編」、「事故災害対策計画編」、「資料編」の4冊構成となっております。改訂にあたっては、計画の内容や構成を見直し、予防計画や復旧・復興対策計画等における内容の重複部分を一本化するなど、計画のスリム化を図りました。

そのほか、計画の見やすさ・わかりやすさ、また担当者における編集のしやすさといった観点から、見出しやフォーマット等を見直しました。

#### 《構成の見直しとスリム化》

